税務訴訟資料 第260号-71 (順号11427)

東京地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 法人税更正の請求について更正すべき理由がない旨 の通知処分取消請求事件

国側当事者・国 (東村山税務署長)

平成22年4月23日棄却・控訴

判決

原告株式会社A

代表者代表取締役甲

被告

代表者法務大臣 千葉 景子

処分行政庁 東村山税務署長

渡辺 安夫

指定代理人 肥田 薫

馬田茂喜櫻井光照鵜澤和義

田中 力

主

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

東村山税務署長が平成20年11月7日付けで原告に対してした更正をすべき理由がない旨の 通知処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成18年10月1日から同19年9月30日までの事業年度の法人税について、東村山税務署長に対し、当初、法人税法35条に基づいて業務主宰役員に対する給与のうち210万円を当期の損金に算入されない金額として所得金額に加算して確定申告をし、その後、同条が憲法に違反する等の理由により無効であるとして国税通則法23条1項1号に基づき更正の請求をしたところ、同税務署長から、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたため、その取消しを求めている事案である。

1 関係法令の概要

- (1) 法人税法35条は、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入について、次のとおり定めている。
 - ア 特殊支配同族会社とは、同族会社(法人税法2条10号参照)の業務主宰役員(法人の業務を主宰している役員(同条15号参照)をいい、個人に限る。以下、同じ。)及び当該業

務主宰役員と特殊の関係のある者として政令で定める者(以下「業務主宰役員関連者」という。)がその同族会社の発行済株式又は出資(その同族会社が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の100分の90以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合における当該同族会社で、当該業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の総数が常務に従事する役員の総数の半数を超えるものをいう。(1項)

- イ 内国法人である特殊支配同族会社が当該特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含むものとし、退職給与を除く。)の額のうち当該給与の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額は、当該特殊支配同族会社の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。(1項)
- ウ 特殊支配同族会社の基準所得金額(当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の所得の金額若しくは欠損金額又は法人税法第81条の18第1項に規定する個別所得金額若しくは個別欠損金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)が政令で定める金額以下である事業年度その他政令で定める事業年度については、1項の規定は、適用しない。(2項)
- (2) 法人税法施行令72条1項1号は、業務主宰役員の親族は法人税法35条1項に規定する「当該業務主宰役員と特殊の関係のある者として政令で定める者」に該当する旨を規定している。

2 前提事実

本件の前提となる事実は、次のとおりである。証拠により認めることのできる事実等は、その 旨付記した。その余の事実は、当事者間に争いがない。

(1) 当事者

原告は、記帳代行業を主たる事業内容とする株式会社である。

- (2) 原告による更正の請求の経緯等
 - ア 原告は、平成19年11月29日、東村山税務署長に対し、同18年10月1日から同19年9月30日までの事業年度(以下「本件事業年度」という。)の法人税について、法人税法35条に基づき、業務主宰役員に対する給与のうち当期の損金に算入されない金額として210万円を所得金額に加算し、所得金額を614万7832円、納付すべき法人税額を134万4100円として確定申告をした。
 - イ 原告は、平成20年8月22日、東村山税務署長に対し、本件事業年度の法人税について、 国税通則法23条1項1号に基づき、所得金額を404万7832円、納付すべき法人税額 を88万2100円とすべき旨の更正の請求をしたが、同税務署長は、同年11月7日、上 記請求に対し、その更正をすべき理由がない旨の通知処分(以下「本件処分」という。)を した。
 - ウ 原告は、平成20年12月24日、東村山税務署長に対し、本件処分について異議申立て をしたが、同税務署長は、同21年2月19日、これを棄却した。
 - エ 原告は、平成21年3月19日、国税不服審判所長に対して審査請求をしたところ、国税 不服審判所長は、同年10月16日付けで上記審査請求を棄却する旨の裁決をし、原告は、 同月21日、同裁決書謄本の送達を受けた。(甲2、弁論の全趣旨)
- (3) 本件訴えの提起

原告は、平成21年10月23日、本件訴えを提起した(当裁判所に顕著な事実)

- (4) 原告における役員給与の損金算入に関する事実
 - ア 原告の代表取締役は甲及びその妻である乙の両名であり、原告の常務に従事する役員も上 記両名であるところ、原告の発行済株式は、甲においてその58%を、乙において残り42% を保有しているから、原告は、業務主宰役員である甲及び業務主宰役員関連者である乙がそ の同族会社の発行済株式総数の100分の90以上に相当する株式を有する場合であって、 業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の総数が常務に従事する役員の総数 の半数を超えているものであるということができ、法人税法35条1項に規定する特殊支配 同族会社に該当する。(乙2の1から5まで。弁論の全趣旨)
 - イ 原告の甲に対する本件事業年度の業務主宰役員給与額は、合計900万円であり、法人税 法施行令72条の2第1項により、上記給与額のうち、210万円が原告における損金不算 入額となる。他方、原告における法人税法35条2項並びに法人税法施行令72条の2第5 項及び第8項(ただし、平成19年政令第83号による改正前のもの)所定の基準所得金額 は832万5931円であり、基準期間における業務主宰役員給与額の年平均額は860万 円であるから、原告は、法人税法35条2項による同条1項の適用が除外される場合には当 たらない。(乙2の1から5まで。弁論の全趣旨)

3 争点

- (1) 法人税法35条は、その立法過程に重大な瑕疵があるか。
- (2) 法人税法35条は、憲法14条、25条又は29条に違反するか。
- (3) 法人税法35条は、会社法の理念と矛盾し、又は税法理論に反するものか。
- (4) 原告に法人税法35条を適用することが許されないか。
- (5) 原告に法人税法35条を適用することが法令不遡及の原則に反するか。

4 当事者の主張の要旨

(1) 争点(1)について

(原告の主張)

法人税法35条は、立法理由を裏付ける立法事実が存在しておらず、立法事実に基づく十分な審議がされないまま立法されたものであって、その立法過程には重大な瑕疵があるというべきである。

(被告の主張)

法人税法35条の立法事実が存在しないという原告の主張は具体性がないものであるし、同 条につき十分な審議が行われなかったという原告の主張も憶測の域を出ないものである。

(2) 争点(2)について

(原告の主張)

ア 憲法14条違反

特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金算入を認めないとすることは、役員給与の損金算入が認められる他の法人と比較して特殊支配同族会社についてのみ不利な取扱いをするものであり、憲法14条に反する。また、個人事業者においては、事業専従者の給与を必要経費とすることが認められ、給与所得控除額相当部分が二重の控除を受けているのであるから(所得税法57条参照)、個人事業者と実質的に異ならない特殊支配同族会社における業務主宰役員給与について給与所得控除額相当部分が二重の控除を受けるとしてそ

の損金算入を認めないことは、事業専従者の給与が必要経費と認められる個人事業者と比較して特殊支配同族会社についてのみ不利な取扱いをするものであり、憲法14条に反する。

イ 憲法25条及び29条違反

法人税法35条は、特殊支配同族会社とされる中小企業に対し、担税力の限界を超えた懲罰的な課税を行うことにより、企業競争力を奪って存続を許さないとするものであって、憲法の保障する生存権(25条)や財産権(29条)を侵害するものである。

ウ 可能性を理由とする課税の憲法違反

法人税法35条は、課税上の不公平が生ずるおそれや可能性を理由とするものであり、そのようなおそれや可能性を理由に課税することは憲法上許されない。

(被告の主張)

ア 憲法14条違反について

租税が国民経済に対して種々の重要な機能を果たしていること、租税立法においては総合的政策判断が必要であること、租税立法がきわめて専門的技術的な性質を持っていることなどに照らし、裁判所としては、租税立法の合憲性審査に当たり、立法府に極めて広い裁量を認めるべきである。そのため、憲法14条との関係では、租税立法については、合憲性の推定が働き、その内容が明らかに不合理でない限り、憲法違反とはならないというべきである。ところが、原告は、法人税法35条の規定が明らかに不合理であるとする具体的な根拠を何ら主張していない。

イ その他の原告の主張について

否認し、又は争う。

(3) 争点(3)について

(原告の主張)

法人税法35条が、特殊支配同族会社の業務主宰役員給与について、法人段階と個人段階で給与所得控除額相当部分が二重に控除され、課税上の不公平が生ずるおそれがあるなどとしてその損金算入を認めないことは、個人事業者による一人会社の設立を認める会社法の理念と矛盾するものであるし、税法理論にも反している。

(被告の主張)

否認し、又は争う。

(4) 争点(4)について

(原告の主張)

原告には、課税所得の操作を行ったり、課税上の不公平を生ずる行為を行う危険性はないから、原告に法人税法35条を適用する根拠は存在しない。したがって、このような原告に同条を適用することは違法である。

(被告の主張)

否認し、又は争う。

(5) 争点(5)について

(原告の主張)

原告に法人税法35条を適用することは、法令不遡及の原則に反している。

(被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点(1)(法人税法35条は、その立法過程に重大な瑕疵があるか。)について
 - (1) 立法事実の欠如について

原告は、法人税法35条を裏付ける立法事実は存在しないとして、同条が無効であると主張 する。

しかし、証拠(甲3、乙1)及び弁論の全趣旨によれば、法人においては、当該法人から個 人等への経済的利益の移転が経費の支出という形で可能であり、実質的に個人事業者と同視し 得るような少数支配の法人であればあるほど、経費の安易な計上が行われやすいという問題が あったが、制度上の理由や執行上の限界から上記のような経済的利益への個人段階での課税に ついては十全を期し難い状況にあったこと、そのため、法人形態と個人形態の税負担差を是正 するために法人の適正な経費の在り方を見直すべきことが、政府税制調査会等においてかねて より具体的な検討課題とされてきたこと、そのような状況の中で、平成15年度与党税制改正 大綱において、法人形態と個人形態の税負担差に関し、同族会社の留保金課税制度と並んで法 人経費の問題が重要であるとの認識の下に、「留保金課税の基本的あり方について、法人の適 正な経費のあり方とあわせて検討する」ことが明記されたこと、その後、政府税制調査会にお いて、役員給与の損金算入の在り方として具体的な議論が行われ、同17年11月の「平成1 8年度の税制改正に関する答申」において、「法人課税」の課題として、「個人形態と法人形態 の税負担の差に由来する不公平は是正されるべきである」と明記されたこと、これらを受けて 同18年度の法人税法改正により法人税法35条の規定が定められたことが認められる。この ような同条の規定が定められた経緯等に照らせば、同条を裏付ける立法事実が存在しないとい うことはできず、原告の上記主張には理由がない。

(2) 立法過程における瑕疵について

原告は、法人税法35条が審議を十分に尽くされないまま立法されたものであるとして、同 条が無効であると主張する。

しかし、同条を設けることを内容とする平成18年法律第10号「所得税法等の一部を改正する等の法律」は、国会の両院において議決を経たものとされ、適法な手続によって公布された法律であるから(裁判所に顕著な事実)、裁判所は、両院の自主性を尊重すべく、同法制定の議事手続に関する事実を審理し、その適法性を判断すべきではない(最高裁昭和●●年(○○)第●●号同37年3月7日大法廷判決・民集16巻3号445頁参照)。したがって、原告の上記主張には理由がない。

- 2 争点(2)(法人税法35条は、憲法14条、25条又は29条に違反するか。)について
 - (1) 憲法14条違反の主張について
 - ア 原告は、特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金算入を認めないことは、他の 法人では役員給与の損金算入が認められていること及び個人事業者では事業専従者の給与 が必要経費と認められていることと比較して、特殊支配同族会社についてのみ不利な取扱い をするものであり、憲法14条に違反すると主張する。
 - イ しかしながら、憲法14条は、国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、合理的 理由なくして差別することを禁止する趣旨であって、各自の事実上の差異に相応して法的取 扱いを区別することは、その区別が合理性を有する限り、同条に違反するものということは できない(最高裁昭和●●年(○○)第●●号同年10月11日大法廷判決・刑集4巻10号

2037頁、最高裁昭和●●年(○○)第●●号同39年5月27日大法廷判決・民集18 巻4号676頁参照)。

そして、租税は、国家が、その課税権に基づき、特別の給付に対する反対給付としてでな く、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、一定の要件に該当するすべての 者に課する金銭給付であるが、およそ民主主義国家にあっては、国家の維持及び活動に必要 な経費は、主権者たる国民が共同の費用として代表者を通じて定めるところにより自ら負担 すべきものであり、我が国の憲法も、かかる見地の下に、国民がその総意を反映する租税立 法に基づいて納税の義務を負うことを定め(30条)、新たに租税を課し又は現行の租税を 変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要としている(84条)。それゆ え、課税要件及び租税の賦課徴収の手続は、法律で明確に定めることが必要であるが、憲法 自体は、その内容について特に定めることをせず、これを法律の定めるところにゆだねてい るのである。また、租税は、国家の財政需要を充足するという本来の機能に加え、所得の再 分配、資源の適正配分、景気の調整等の諸機能をも有しており、租税法規の立法においては、 財政、経済、社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断を必要とするばかりでなく、極 めて専門技術的な判断をも必要とすることが明らかである。したがって、具体的な租税法規 の定立については、これを、国家財政、社会経済、国民所得、国民生活等の実態についての 正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断にゆだねるほかなく、裁判所は、基 本的には、その裁量的判断を尊重せざるを得ないものというべきである。

以上のことからすれば、特殊支配同族会社における業務主宰役員給与についてのみ損金算入を認めない法人税法35条については、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が上記立法目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することができず、これを憲法14条の規定に違反するということはできないものというべきである(最高裁昭和●●年(○○)第●●号同60年3月27日大法廷判決・民集39巻2号247頁参照)。

ウ そこで、法人税法35条の立法目的について検討するに、証拠(甲3、乙1)によれば、 ①実質的な一人会社においては、そのオーナー役員が自らへの役員給与を法人段階で経費と して計上し損金の額に算入する一方で、その役員給与について個人段階で給与所得控除を受 けることが可能となっており、オーナー役員が事実上自らの役員給与の決定権を有している ため、上記のような構造が課税所得の操作に利用される余地が大きいこと、②上記のような 構造のため、実質的な一人会社においては、その実態が個人事業者と実質的に異ならないに もかかわらず、稼得した収益に対する経費が法人段階と個人段階の2段階に分けて控除され ることとなり、個人事業者との間で課税上の不公平を生ずる結果となること、③会社法にお いて一人会社が全面的に認められ、最低資本金規制が設けられていないなど法人の設立が容 易となっていることを踏まえると、個人事業者が租税回避を目的として法人形態を選択する 場合が増加するなど、法人形態と個人形態との課税上の不公平が更に増加するおそれがある こと、④オーナー役員が株主等であることに照らせば、実質的な一人会社におけるオーナー 役員への役員給与の支給は、配当の支払と実質的な差異を認め難く、これを役員給与の支給 とするか配当の支払とするかの裁量権が事実上オーナー役員に与えられていることからす ると、これを役員給与の支給としさえすれば直ちに損金算入を認めるのでは、課税上の不公 平を生ずることになりかねないことが認められる。

法人税法35条は、上記のような実質的な一人会社における課税上の不公平が生ずるおそれ等を防止するため、特殊支配同族会社について業務主宰役員給与の損金算入を認めないとするものであるところ(甲3、乙1)、租税負担を国民の間に公平に配分するとともに、租税の徴収を確実、的確かつ効率的に実現することは租税法の基本原則であるから、同条の立法目的は、正当なものであるといえる。

これに対し、原告は、個人事業者においては、事業専従者の給与を必要経費とすることが認められており、その給与所得控除額相当部分につき二重の控除を受けているとして、特殊支配同族会社における業務主宰役員給与についてのみその損金算入による給与所得控除額相当部分の二重控除を問題としてその損金算入を認めないこととするのは不当であると主張する。

しかし、同族会社においても、当該会社の事業に従事する親族に対して支給する給与は妥当な範囲内で損金に算入することが認められているのであり(法人税法36条等)、法人税法35条は、個人事業者と実質的に異ならない会社について、業務主宰役員給与という形で移転した会社の経済的利益の損金算入を否定することにより、事業者自身への給与が想定されない個人事業者との間で生じ得る課税ベースの不均衡を是正しようとするものであるから、個人事業者において事業専従者の給与が必要経費となることとの比較において同条の立法目的の不当性を論ずることは当を得ないものといわなければならない。

工 次に、法人税法35条の規制内容についてみるに、①同条の規制対象となる会社は、業務主宰役員及びその親族等の業務主宰役員関連者が、株式等の90%以上を保有し、かつ、常務に従事する役員の過半数を占めている同族会社とされ、業務主宰役員が自らに支給する役員給与に関する決定権を実質的に確立している法人であって、個人事業者と実質的に同視し得る法人と考えられるものに限定されていること(同条1項、法人税法施行令72条)、②法人税法35条により損金不算入となる金額は、所得税法に規定された給与所得控除額に相当する額とされ、役員給与を損金算入した場合に二重の控除を受けることになる部分に限定されていること(同条1項、法人税法施行令72条の2)、③特殊支配同族会社に該当する会社であっても一定の所得水準に満たない場合には法人税法35条1項が適用されないこと(同条2項、法人税法施行令72条の2)などに照らせば、法人税法35条の規制内容が、上記立法目的との関連で著しく不合理であることが明らかであるということはできない。

原告は、法人税法35条の課税要件をもって同条の立法目的を達成することはできない旨を主張するが、前記イのとおり、裁判所は、同条の憲法14条違反の有無については、法人税法35条の課税要件が立法目的との関連で著しく不合理であることが明らかであるか否かという限度で審査すべきものであるから、原告の上記主張は採用することができない。

(2) 憲法29条違反の主張について

- ア 原告は、法人税法35条は、特殊支配同族会社とされる中小企業に対し、担税力の限界を 超えた懲罰的な課税を行うものであり、憲法29条の保障する財産権を侵害するものである と主張する。
- イ 憲法29条の保障する財産権は、それ自体に内在する制約がある外、その性質上社会全体 の利益を図るために立法府によって加えられる規制により制約を受けるものである。財産権 の種類、性質等は多種多様であり、また、財産権に対する規制を必要とする社会的理由又は 目的も、社会公共の便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策に基づくもの

から、社会生活における安全の保障や秩序の維持等を図るものまで多岐にわたるため、財産権に対する規制は、種々の態様のものがあり得る。このことからすれば、財産権に対する規制が憲法29条に違反するものであるかについては、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して判断すべきものである。そして、上記(1)イに判示した租税法規の目的、特質等に照らすと、裁判所は、基本的には立法府の裁量的判断を尊重せざるを得ないものというべきであるから、法人税法35条が憲法29条に反するか否かの判断に当たっては、その立法目的が正当であり、かつ、当該立法における規制手段がその目的を達成するための手段として必要性又は合理性に欠けていることが明らかでない限り、これを憲法29条の規定に違反するということはできないものというべきである。

ウ これを法人税法35条についてみるに、前記(1)ウ及びエにおいて述べたところからすれば、同条の立法目的は正当であり、その規制手段が立法目的を達成するために必要性又は合理性に欠けていることが明らかであるということはできないから、同条が憲法29条に反するものであるということはできない。

原告は、法人税法35条の課税要件をもって同条の立法目的を達成することはできない旨を主張するが、前記イのとおり、裁判所は、同条の憲法29条違反の有無については、法人税法35条の課税要件が立法目的を達成するための手段として必要性又は合理性に欠けていることが明らかであるか否かという限度で審査すべきものであるから、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 憲法25条違反の主張について

ア 法人税法35条は、特殊支配同族会社とされる中小企業に対して担税力の限界を超えた懲罰的な課税を行うものであり、憲法25条の保障する生存権を侵害するものであると主張する。

- イ しかし、憲法25条の保障する生存権は、自然人とのみ結合して考えられる人権であるから、法人である原告には保障されないというべきである。この点を措くとしても、憲法25条にいう「健康で文化的な最低限度の生活」なるものは、極めて抽象的かつ相対的なものであって、その具体的内容は、その時々における文化の発達の程度、経済的社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであるとともに、同条を現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。したがって、同条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱又は濫用と見ざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない(最高裁昭和●●年(○○)第●●号同57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁参照)。
- ウ これを法人税法35条についてみるに、前記(1)ウ及びエにおいて述べたところからすれば、同条が著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱又は濫用と見ざるを得ないものであるということはできないから、同条が憲法25条に違反するものということはできない。

原告は、法人税法35条の課税要件をもって同条の立法目的を達成することはできない旨を主張するが、前記イのとおり、裁判所は、同条の憲法25条違反の有無については、法人

税法35条の課税要件が著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱又は濫用と見ざるを得ないものであるか否かという限度で審査すべきものであるから、原告の上記主張は採用することができない。

(4) 可能性を理由とする課税の憲法違反の主張について

原告は、法人税法35条が課税上の不公平が生ずるおそれや可能性を理由として特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金算入を認めないことは、憲法上、許されない旨主張する。

しかし、法人税法35条は、課税上の不公平が生ずるおそれや可能性のみを理由とするものではなく、特殊支配同族会社においては、その実態が個人事業者と異ならないにもかかわらず、業務主宰役員給与の損金算入を認めると法人段階と個人段階とで二重に控除を受けることになることが個人事業者との間で課税上の不公平を生ずる結果となることをも理由とするものである。また、業務主宰役員給与の支給を通じて課税所得の操作が行われた後に当該支給についてのみ損金算入を認めないことにすると、当該会社のオーナー役員の労務提供の実態、金額の妥当性等の種々の事実を認定し、損金算入の可否を判断した上で課税しなければならなくなり、課税実務上極めて困難な事態に陥ることになると考えられるから、課税上の不公平が生ずるおそれや可能性のある事態をあらかじめ一般的に防止しておくことにも一定の合理性があるというべきである。

以上のことからすれば、原告の上記主張は理由がないものというべきである。

3 争点(3)(法人税法35条は、会社法の理念と矛盾し、又は税法理論に反するものか。)について

原告は、法人税法35条が、一人会社の設立を認める会社法の理念と矛盾する無効なものであると主張するが、前記2(1)ウのとおり、同条は、一人会社の設立を認める会社法の規定を前提としつつ、特殊支配同族会社における課税上の弊害を防止しようとするものであって、一人会社を認める会社法の理念と矛盾するものであるということはできない。

また、原告は、法人税法35条が税法理論に反するものであると主張するが、仮に、同条が他の租税法規との関係で理論的な難点があり得るものであるとしても、そのことから直ちに同条が違法無効なものであるということはできない。

- 4 争点(4) (原告に法人税法35条を適用することが許されないか。) について
 - (1) 原告は、法人税法35条の立法理由とされた課税上の不公平を生ずるおそれ又は可能性がない原告に同条を適用するのは、違法であると主張する。
 - (2) しかし、前記のとおり、法人税法35条は、課税上の不公平が生ずるおそれや可能性のみを理由とするものではなく、特殊支配同族会社においては、その実態が個人事業者と異ならないにもかかわらず、業務主宰役員給与の損金算入を認めると法人段階と個人段階とで二重に控除を受けることになることが個人事業者との関係で課税上の不公平を生ずる結果となることをも理由とするものであって、特殊支配同族会社であれば、上記の二重の控除を受けることになる以上、特殊支配同族会社である原告につき同条の適用を否定する理由はないというべきである。また、特殊支配同族会社のうち、課税所得の操作が行われ又は課税上の不公平が生ずるおそれがある場合にのみ同条を適用することとすると、当該会社の業務主宰役員の労務提供の実態、金額の妥当性等の種々の事情を認定し、損金算入の可否を判断した上で課税しなければならなくなり、特殊支配同族会社が多数存在することに照らすと、課税実務上極めて困難な事

態に陥ることになることは容易に予想することができる。そうすると、課税所得の操作が行われ又は課税上の不公平が生ずるおそれがある場合に、そのような事態をあらかじめ一般的に防止しておくことにも一定の合理性があるというべきであり、特殊支配同族会社であれば一律に法人税法35条の適用対象になると解すべきである。

以上のことからすれば、特殊支配同族会社である原告について法人税法35条を適用することが違法であるということはできない。

- 5 争点(5)(原告に法人税法35条を適用することが法令不遡及の原則に反するか。)について原告は、原告に法人税法35条を適用することが法令不遡及の原則に反すると主張するが、同条は、平成18年3月31日に成立して同年4月1日に同日以後に開始する事業年度から適用するとして施行されたものであるから、原告の本件事業年度における法人税の算出において同条を適用することは、法令不遡及の原則に反するということはできない。
- 6 弁論再開の申立てについて

原告は、口頭弁論終結後に、弁論再開の申立書(平成22年3月25日付け)を提出し、(1) 平成22年度税制改正大綱において、自由民主党政権下における税制改正では、法人税法35条を含め、法的な権限や責任を有しない者が意思決定をし、国会又は国会議員の法案審議が充分に行われていなかったことなどが明らかにされていること、(2)同条の廃止を内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」についての説明では、同条を廃止する理由として、①同条は、中小企業に過大な負担を生じさせるものであり、さらに、実質的な一人会社とはいえない中小企業にまで広範に適用が及ぶ結果となっており、中小企業の活性化を阻害する要因であること、②同条は、我が国の租税体系における整合性という点において問題があり、法人課税上の新たな不公平を生じさせるおそれのある制度であること等が挙げられていることなどを指摘した上、同条に関して、立法事実の存否、課税要件が立法趣旨を実現するものであったか否か、国会における審議の実態はどうであったか等を事実に即して検証し、立法手続の瑕疵の有無、同条に内在する税法理論上の整合性の有無等を具体的に明らかにすることは憲法の要請するところであるなどと主張し、被告の答弁についての反論等を行うためとして弁論の再開を申し出ている。

しかし、原告が弁論再開の申出書において主張するところは、現政権下では、前政権下での税制改正の在り方や法人税法35条が問題視されていることなどを指摘し、訴状における原告の主張の正当性を再度述べるものにすぎず、原告の主張に理由がないことは前記のとおりであって、前記の説示内容に照らすと、弁論を再開して原告に主張立証の機会を与える必要がないものと判断し、弁論を再開しないこととした。

第4 結論

以上によれば、本件請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件 訴訟法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 杉原 則彦

裁判官 品田 幸男

裁判官 角谷 昌毅